

令和7年11月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和7年11月10日（月） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、山内秀一、村上卓也、
榮恵、福永哲夫、齊藤進、松本誠一、
松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行、
森嶋秀利、田端雅充、高松耕生、渡辺真由美、金澤清二

農業委員欠席者：

事務局出席者：牛嶋寿男、宮岡久美子、前田萌香

1. 開 会：事務局長 牛嶋寿男

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、松本誠一委員、松本一幸委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第16号 農地法第3条の届出について
- (2) 議案第31号 農地法第3条の許可申請について
- (3) 議案第32号 農地法第4条の許可申請について
- (4) 議案第33号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第34号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第 16 号 農地法第 3 条の規定による届出について

(議 長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第 16 号農地法第 3 条の規定による届出が 1 件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 1 ページになります。報告第 16 号農地法第 3 条の規定による届出を 1 件ご報告いたします。

届出番号 1 番です。所在は上島地区および鯉地区。地目については田が 5 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出の事由は相続による所有権の移転となっております。

あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より報告のありました 1 件は、相続による所有権の移転になりますので、報告で終わらせていただきます。

○議案第 31 号 農地法第 3 条の許可申請について

(議 長) 続きまして、議案第 31 号 農地法 第 3 条の規定による 許可申請が 3 件ございます。申請番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 2 ページになります。申請番号 1 番です。有償による所有権移転の案件です。所在は鯉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載のとおりです。3 ページに申請地の位置図、4 ページに現地の写真を載せております。5 ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委 員) ありません。(委員一同)

(議 長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委 員) (委員一同挙手)

(議 長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(議 長) 続きまして、申請番号 2 番について、事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 6 ページになります。申請番号 2 番です。有償による所有権移転の案件です。所在は鯉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載のとおりです。7 ページに申請地の位置図、8 ページに現地の写真を載せております。9 ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委 員) ありません。(委員一同)

(議 長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委 員) (委員一同挙手)

(議 長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(議 長) 続きまして、申請番号 3 番について、事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 10 ページになります。申請番号 3 番です。使用貸借権の設定の案件です。所在は鯉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。貸主と借主については記載のとおりです。申請事由につきましては使用貸借権の設定となっております。期間は、令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日となっております。11 ページに申請地の位置図、12 ページに現地の写真を載せております。13 ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

○議案第 32 号 農地法第 4 条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第 32 号農地法第 4 条の規定による許可申請が 1 件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 14 ページになります。申請番号 1 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。申請人については記載のとおりです。申請事由は農業用施設となります。15 ページに位置図、16 ページに排水計画図を載せております。雨水につきましては地下浸透と主とし、オーバーフロー分は隣接水路へ排水となります。17 ページをご覧ください。始末書をご提出いただいております。一読いたします。・・・
18 ページに現地の写真を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります福永委員から報告をお願いします。

(福永委員) 10 月 29 日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、嘉島農振計画において農振農用地と定められた農地となります。農業用施設ということで、一部は以前、届出をされていますが、事業面積が拡大したために、今回、追認案件として申請されています。
周辺の土地利用の状況から転用許可申請は妥当なものと考えられます。
委員の皆様の慎重なるご審議をよろしく願いし、地元委員の説明を終わります。

(議 長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

(事 務 局) 資料は 19 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は農振農用地区域内の農地であり、目的については農業用施設になります。農地区分と転用目的は適当、計画面積の妥当性も適当、また、周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、農地の利用の集積への支障もないと判断しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。
事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

(委 員) ありません。(委員一同)

(議 長) なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委 員) (委員一同挙手)

(議 長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 33 号 農地法第 5 条の許可申請について

(議 長) 続きまして、議案第 33 号農地法第 5 条の許可申請が 1 件ございます。
事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 20 ページになります。申請番号 1 番です。所在は下六嘉地区。農振地域内農用地区域外の田が 3 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。貸主と借主については記載のとおりです。申請事由はドライブイン建設となります。21 ページに位置図、22 ページに土地利用計画平面図を載せております。生活雑排水については合併浄化槽を経て東側町道側溝へ放流、雨水については東側町道側溝及び西側町道側溝への放流となります。23 ページに現地の写真を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議 長) 続きまして、地元委員であります田端委員から報告をお願いします。

(田端委員) 11月4日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。
現在は休耕地であり、隣接の農地については貸主の所有であり、支障はないものと思われます。
ドライブインということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。
委員の皆様の慎重なるご審議をよろしく願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

(事務局) 資料は24ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的についてはドライブイン建設になります。農地区分と転用目的は適当、資力及び信用も適当、また、周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、農地の利用の集積への支障もないと判断しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第34号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

(議長) 続きまして、議案第34号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が1件ございます。事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は25ページになります。議案第34号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が1件ございます。
申請番号1番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が2筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。形態

は賃貸借権の新規設定。貸付期間は令和7年12月1日から令和17年11月30日、転貸期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日となっております。26ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、承認・可決といたします。
本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は12月9日、火曜日の13時30分予定です。
それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和7年11月10日

会長 下 田 司

委員 齊 藤 進

委員 松 本 誠 一